

本市の行財政改革について

山田 裕一

〔質問〕三位一体改革や地方

分権による社会経済情勢の変化により財政環境は極めて厳しい状況の中、今後の行財政改革が極めて重要と感じるが、

基金を繰り入れないと組めない予算編成ではなくて、残りわずかな基金を切り崩さない攻めの予算編成をする必要があると思うが市長の所見を伺

いたい。

また、本市において予算を決めるまでのフロー（手順）について伺いたい。

〔答弁〕【市長】基金の繰り

入れは、健全な財政を運営するための調整として、経済変動または災害などにおける財源不足を補うものであることをご理解いただきたい。

また、基金を繰り入れなければ、施政方針で申し上げた約26億円の事業費で67の事業を実施しようとしている「4万人都市復活大作戦」、例えば定住化促進奨励金の交付、また市民バスの運行など半分以上の事業ができなくなり、公共サービスの大幅な低下に

つながってくると思われる。

新年度予算編成のフロー（手順）については、前年の10月に副市長を委員長とする12名で構成された、予算編成方針策定検討委員会を開催する。

次に、新年度予算編成方針が策定され、11月の初めに説明会を開催し、各課の課長補佐、庶務担当職員に対し、予算方針と予算要求に係る手順を説明する。

予算要求については、11月30日までに提出となっており、

12月に予算要求書の各課の取りまとめを行い、新年1月に、市長査定、副市長査定を行い、予算案を決定するという流れになっている。



財政健全化法に伴う企業の会計手法の導入・活用について

沼倉 昭仁

〔質問〕昨年6月に「地方公

共団体の財政健全化に関する法律」が公布された。

そのため、病院や水道などの公営企業や公社・三セクなどを含め、企業会計を参考にした連結ベースでの地方公会計制度整備への取り組みが求められる。

1）今後、公会計改革にどの

ように取り組んで行くのか。

2）組織別・事業別の財務諸表の作成については、いかがか。

3）同法を遵守するのであれば、刈田病院についても議会の議論の対象としなければならないと考えるが、いかがか。

〔答弁〕【市長】公会計の整備は、平成18年8月の総務省からの通知「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の策定について」等において、その推進が要請されている。

同指針においては発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務4表の整備を標準形として、基準モデルまたは総務省改訂モデルを活用し、地方

公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、20年度決算に係るものを21年度秋までに公表するとされている。

公会計制度の導入によって、財政状況等に関する情報開示と、議会、市民に対して説明責任が果たせることが一番大きいと思っている。

平成20年度においては、制度導入の準備として、資産と債務を統一的に管理するため、資産としての備品や道路等の台帳整備、また評価額の確定を行う予定である。

組織別・事業別の財務諸表の作成については、財務4表の整備を標準形として作成する予定である。

刈田病院については、構成市町である本市の議会での議論の対象となるのは、病院に対する負担金、補助金、出資金に関することである。

よって、病院経営については市議会での議論の対象ではないと考える。